

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	内野戸中才地区地区計画		
地区の区分	A地区	B地区	C地区
建築物の用途の制限	<b>建築することができる建築物</b> (1) 法別表第2(い)項第1号から第6号まで、第8号及び第9号に掲げるもの (2) 法別表第2(ろ)項第2号に掲げるもの (3) 前2号の建築物に附属するもの(令第130条の5に規定するものを除く。)	<b>建築してはならない建築物</b> (1) 法別表第2(は)項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げるもの (3) 畜舎	<b>建築してはならない建築物</b> (1) 法別表第2(は)項第2号に掲げるもの (2) 法別表第2(に)項第4号及び第5号に掲げるもの (3) 畜舎  <b>第一種住居地域の制限にかかわらず、建築することができる建築物</b> 作業場の床面積の合計が150㎡を超えない自動車修理工場で、次の各号のいずれにも該当しないもの (1) 法別表第2(と)項第3号及び(ぬ)項に掲げるもの (2) 板金作業を行うもの (3) 塗装作業を行うもの
建築物の敷地面積の最低限度	—	200㎡	
壁面の位置の制限	隣地境界線からは1m(軒の高さが2.3m以下の独立した自動車車庫及び物置は0.5m)及び道路境界線からは1.5m。 ただし、独立した自動車車庫で軒の高さが2.3m以下の外壁を有しないものは、この限りでない。		
建築物の高さの制限 (この欄中該当する区域に指示あるものを除き、地盤面からの高さによる)	10mを超えてはならない。	—	—
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限 (高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣。 ただし、高さ1m以下のもの又はフェンス等で透視が可能な形状のものは、この限りでない。 ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)		
盛土の高さの制限 (高さは前面道路からの高さによる)	0.6m以下。 ただし、築山等はこの限りでない。		

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。